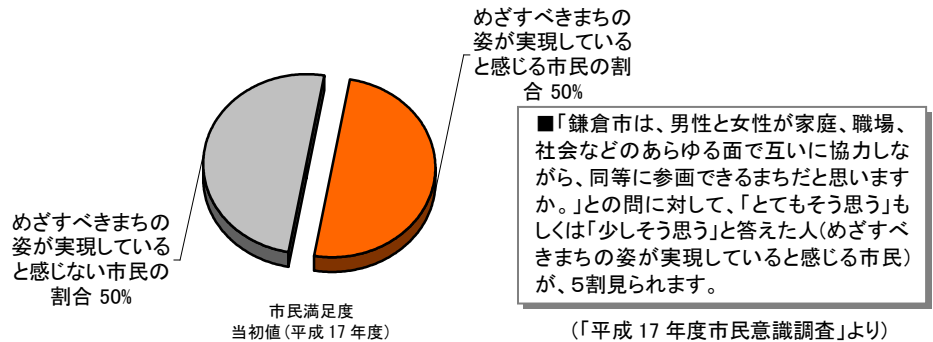


第1節 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち

2 男女共同参画社会

＜めざすべきまちの姿＞

男性と女性が家庭、職場、社会などで互いに協力しながら、同等に参画できるまち



■ 現状と課題 ■

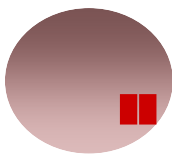
- 全国平均よりも早い速度で進行している鎌倉市の少子高齢化の実態や国内経済の成熟化等急速な社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力のある社会を実現するため、男女が互いに人権を尊重しながら、ともに責任を果たしつつ、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成は喫緊の課題となっています。行政、市民、地域社会、事業者など社会全体で取り組む必要があります。
- 男女平等の理念のもとにそれぞれの個性と能力を伸ばして、人として多様な生き方が選択できることが大切です。そのためには、固定的性別役割分業意識*を解消し、家族形態や生活の違いによる偏見・差別や制度上の不利益を被ることのない社会の実現が求められています。
- だれもが生き生きと心豊かに暮らす男女共同参画社会を形成していくためには、男女が社会の構成員として、自らの意思で政治・経済等社会のあらゆる分野に同等に参画できることが必要です。
- 男女共同参画社会基本法*の施行、育児・介護休業法*やDV防止法*の施行・改正など法整備は充実してきましたが、依然として女性に対する人権侵害が現存しています。女性に対する相談・支援を充実するとともに、男女が互いに支え合い、思いやりを持って営む家庭生活の実現が望まれます。
- 共通の関心や目的を持った団体による活動が活発になっていますが、都市化に伴い地縁に基づく人間関係が希薄になっていると言えます。男女が世代を超えて、互いに思いやりを持って支え合う地域社会の実現が求められています。

固定的性別役割分業意識:男性は仕事を中心、女性は家事、育児、介護が中心というように性別によって役割を決めようとする意識のことをいう。

男女共同参画社会基本法:男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。男女の人権が尊重され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するため、男女共同参画社会の形成に関する基本理念などを定める。平成11(1999)年6月制定・施行。

育児・介護休業法:正称育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律。平成7(1995)年、育児休業法を改正し、成立。労働者から育児・介護休業の申請があった場合の事業主の義務、育児・介護休業の条件等について定める。第一次施行では努力義務とされたが、平成11(1999)年4月からはすべての事業所に義務づけられた。

DV防止法:正称配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律。ドメスティック・バイオレンス(DV)のうち、配偶者からの(多くの場合、夫から妻への)暴力を防止し、被害者を保護するための法律。申し立てを受けた地方裁判所は、被害者に対する保護命令を出すことができる。平成13(2001)年4月制定、10月施行。



目標

【目標】

男女が社会のあらゆる分野に同等に参画でき、かつ責任を分かち合う社会の実現をめざします。

女性に対する相談・自立支援の充実をめざします。

男女がともに自立し、支え合う地域社会の実現をめざします。

市民、事業者、行政が連携しながら、男女の多様な生き方の実現をめざします。

生涯を通じて男女共同参画社会の理解と学習を進めます。

【施策の方針】

1. あらゆる分野への男女共同参画の推進
2. 女性への支援と活動拠点の整備
3. 心豊かに暮らせる地域社会の実現
4. 男女がともに働く労働環境の整備
5. 男女平等の意識づくりの推進
6. 男女共同参画社会の体制整備



施策の方針

1 あらゆる分野への男女共同参画の推進

政策・方針決定の場など、社会のあらゆる分野への女性の参画を推進します。

2 女性への支援と活動拠点の整備

(1) 女性問題についての相談窓口、男女共同参画社会をめざした拠点となる場を整備します。

(2) 社会問題として顕在化してきた女性に対する暴力に関する相談の充実と、女性の自立を支援していきます。

3 心豊かに暮らせる地域社会の実現

(1) 子育てや介護など家庭責任を女性だけに負担が大きくなることのないよう、地域社会で助け合い、支え合う施策を推進します。

(2) 生命の大切さや性を尊重する意識を培うため、自分の健康を自ら管理できる学習機会の充実と啓発を推進します。

4 男女がともに働く労働環境の整備

(1) 市民や事業者に対し、育児・介護その他の家庭生活における活動と仕事や地域社会におけるさまざまな活動が両立できるための理解と支援についての啓発を進めます。

(2) 男女の均等な機会と同等な待遇確保など、労働環境の向上に向けて啓発を進めます。

5 男女平等の意識づくりの推進

(1) 人権尊重の啓発及び男女平等教育の充実を進めます。

(2) 多様化した家族形態やライフスタイルを尊重し、差別や偏見をなくすための啓発を推進します。

6 男女共同参画社会の体制整備

条例の制定により、行政、市民、関係機関・団体、事業者等が相互に連携・協力のもとで、男女共同参画社会の推進体制を確立します。



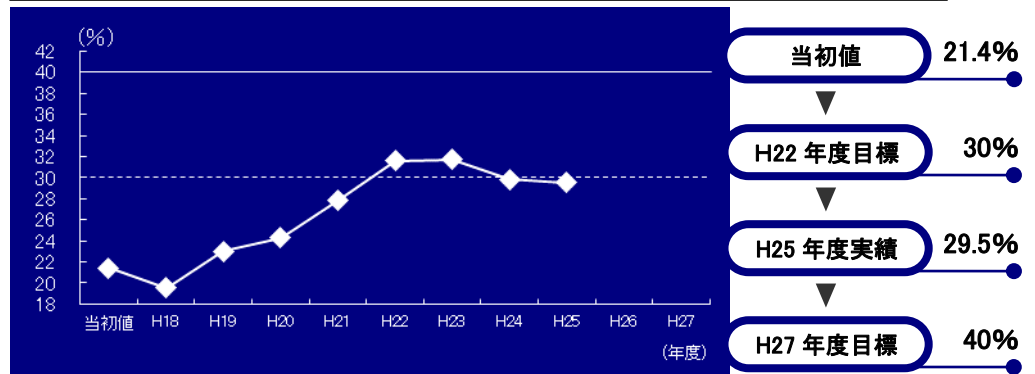
目標指標

【主な所管部・所管課】

経営企画部
文化人権推進課

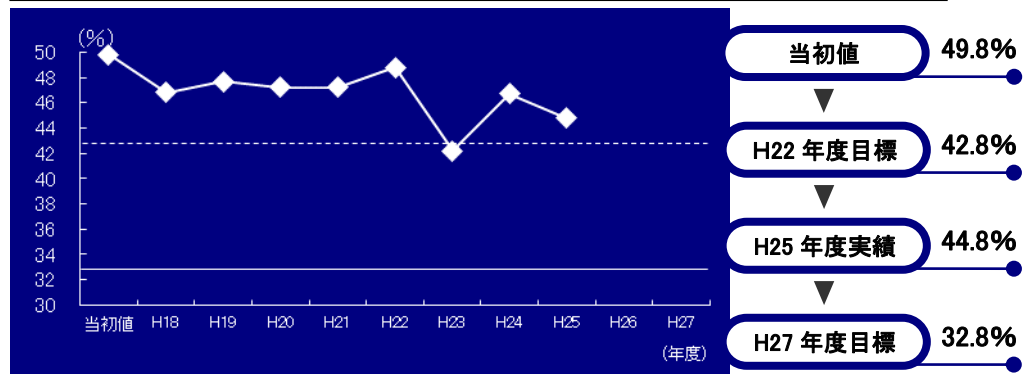
■ 審議会等への女性委員の登用率(+) 【統計指標】

市に設置された各種審議会の委員総数に占める女性委員の割合



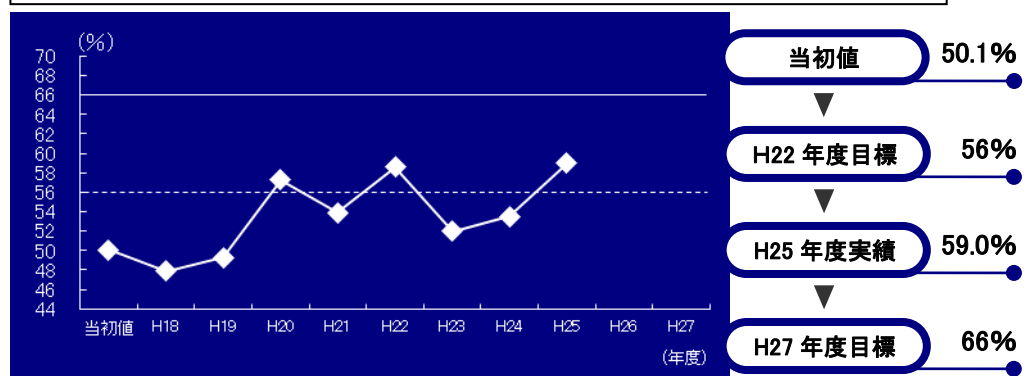
■ 固定的性別役割分担意識(-) 【アンケート指標】

固定的性別役割分担意識を肯定する市民の割合



■ 市民満足度(+) 【満足度指標】

男性と女性が家庭、職場、社会などで互いに協力しながら、同等に参画できるまちの実現状況について、市民が実感している割合





■ 評価と展開 ■

■ 目標達成に向けた 25 年度の実績と自己評価

【経営企画部】

・平成 24 年 3 月に策定した「かまくら 21 男女共同参画プラン(第 2 次)」前期推進計画(平成 24 年度～平成 28 年度)により、男女共同参画の推進に努めました。

一方、審議会等における男女いずれか一方の数が総数の 10 分の 4 未満でないとする目標については、平成 25 年度は達成する審議会は全体の 30% に届かない状況です。

・市民団体と協働で、男女共同参画フォーラムやセミナーの開催、情報紙「パスポート」の発行、女性史の有償頒布を行いました。フォーラムには映画上映等を実施しほぼ満席の参加があり、セミナーも、国連での女性差別撤廃の取組などをテーマとし、多数の参加がありました。かまくらの女性史については、発売以来 4,500 部以上有償頒布したほか、図書館でも貸出されるなど、数多くの市民の方に読まれています。

25 年度については、さまざまな分野から女性の人権や男女共同参画について考える機会をつくり、アンケート調査結果などからも一定の啓発効果があったと考えています。

■ 8 年間(平成 18～25 年度まで)の取組の評価

【経営企画部】

・平成 19 年 2 月に施行された鎌倉市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた事業に取り組みました。

市民ネットワーク「アンサンブル 21」と協働で、講演会や研修会の開催、情報誌の発行、女性史の編さんを実施しました。

■ 25 年度までの未達成事業の課題・問題点など

【経営企画部】

・審議会等における男女いずれか一方の数が総数の 10 分の 4 未満でないとする目標に対し、達成する審議会は全体の 30% に届かない状況です。主な理由としては、選出母体の役職者に男性が多いことや特定の専門分野に女性が少ないことなどが挙げられています。

■ 第 3 期基本計画の施策の方針における今後の展開(取組方針)

【経営企画部】

《人権施策の推進》

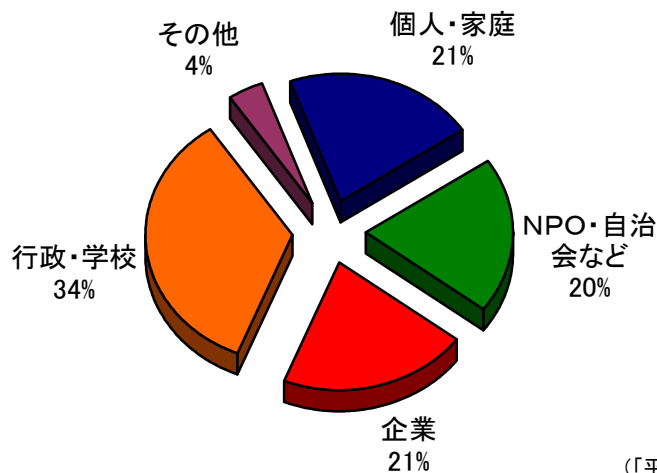
・「かまくら 21 男女共同参画プラン(第 2 次)前期推進計画(平成 24 年度～28 年度)」に示す重点事業(「審議会の女性委員の参画率引き上げ」、「女性職員の登用拡大」、「子育て支援体制の充実」など)を中心に事業を推進していきます。審議会については、委員の改選時期をとらえ、選出母体の役職者にとらわれず、女性を委員として推薦していただくなど男女委員数の割合に配慮するよう担当課に求めています。

市民等と行政 の協働

■市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- 日常生活のさまざまな場面で、男女がお互いをよく理解し、協力していきます。行政は男女平等意識の浸透を図ります。
- 男女の性差を超えて活躍できる機会均等の促進を図ります。

参考：市民が期待する各主体の役割の大きさ



(「平成 15 年度市民意識調査」より)

外部評価結果

鎌倉市民評価委員会による評価

この分野の8年間の取組は、十分であった。

この分野の8年間の取組の進捗状況・取組のあり方に関する意見

- ・各種委員会の女性比率が8年間に着実に増加している印象がある。
- ・「まず隗より始よ」か、審議会等の女性の登用率が概ね 30%に達したが、審議会、委員会のうちの4割を女性とすることは分野によっては達成しにくい部分もあると予想される。
- ・DV関係の相談時間を拡大するなど相談体制を充実させ、より相談を受けやすくしている。
- ・市民との協働で情報発信や研修会など継続している。男女共同参画フォーラムや研修会の実施、情報誌の発行等男女共同参画の実現に向けた活動を努力して実施していたと思う。
- ・各種委員会における、男女共同参画に対する啓蒙活動により、着実に市民の意識が変化してきている。しかしながら具体的な参画への仕組み作りに対する活動が行われていない。形の上での男女共同参画に向けた取組が進められた感が強い。
- ・女性の社会進出を促進するために、子育て施設の充実、就労機会の改善、家事分担について行政・事業者・家族の一層の尽力と協力を期待する。

第3期基本計画に向けたこの分野に関する意見

- ・男女が同等に参画でき、かつ責任を分かち合う社会の実現はさらに進むと予想される。女性の力、能力をより社会に活かす機会を拡大する必要がある。
- ・責任ある重要な地位を占める女性を増やすためには、女性の社会進出の道を拓き、裾野を広げることが肝要である。
- ・女性の市政への参画をさらに促進する必要は当然であるが、登用率に留まらず、女性だからこそ活かされる業務や企画の推進が望まれる。
- ・啓発効果があったとの調査結果があるので、今後はそれをいかに行動へ変えていけるのか期待したい。さらに、従来どおりの啓蒙活動に加え、個々の分野における女性参画のための具体的な仕掛けについて、各分野と連携を図り構築する事が必要である。
- ・結果の平等ではなく、機会の平等であることを明確にしておくべきである。

この分野の指標に関する意見	・審議会等への女性委員の登用率が目標に向かって着実に増えている。満足度と女性の登用率との相関性は良好であるが、これが満足度の要因となっているかは更なる分析が必要である。 ・固定的性別役割分担意識が少しずつではあるが、数値が下がってきており、これをさらに下げていくことが目標であろう。しかし、満足度と固定的性別役割分担意識との相関性は極めて低い。要因は専業主婦論を肯定している人が半数近いことによる。固定的性別役割分担意識はアンケート回答者がランダムな選別なので、年代も偏りがあると思われる。それによりかなり数値が変動するのではないかと思う。 ・委員会等における男女の参画は分野によってそれぞれ得意・不得意とする所がある。男性が得意とする分野もあれば女性が得意とする分野もあり、一律に 40%以上を目指すのではなく、もっと全体での参加率を考慮すべきである。また、男女共同は、男女が参加できる権利を平等にする事であり、女性を優先する事とは別である。鎌倉市民の満足度は8年間で微増ながらも上昇し、市民の意識への影響はあったと思う。登用率も上昇しているが、男女の役割への意識は曖昧な状態であった。
この分野に関する総括意見	・男女共同参画は、平和・人権の分野と同様に、男女がそれぞれの良さを活かし協力して家庭を、まちを、社会を作るのは当然のことで、基本目標を横断的に見る視点の1つとして、まちづくりを進める上での土台という位置づけで考えるべきである。 ・平和・人権分野でも人権施策の充実が掲げられている。難しい面が多いがどう取り組むのか期待したい。 ・人口減少、少子高齢社会にあっては女性の社会進出が強く求められる。そのためには男女共同参画社会を実現することであり、家庭・事業者・行政に実効性のある連携・協力が強く望まれる。 ・市も女性企業家の後押しに力を注いで頂きたい。 ・情報誌「パスポート」、女性史第4集の発行などは市民に十分周知されていない。女性史事業がどのような市民から評価を受けているかなどは不明である。

実施計画	■女性相談(1-2-2-①) ■男女共同参画社会の推進(1-2-6-①)
個別計画	■かまくら21男女共同参画プラン
事務事業評価	■男女共同参画プラン推進事業(経企-23)
関連リンク	■男女共同参画社会基本法・男女共同参画基本計画(内閣府) ■男女共同参画会議(首相官邸)